

別会社の労働者証言で逆転認定

長崎●厚生労働省申し入れ後間もなく

三菱重工長崎造船所の孫請けである川口親方の下で約2年間船内作業に従事し、中皮腫を発症した東尾守人さんが労災認定を求めた審査請求において、長崎労働基準監督署の不支給処分を取り消し、労災と認める決定がなされた。

審査官は、同時期に三菱長崎造船所内で働いていた別会社の労働者の証言を重視し、労災であると判断した。雇用関係を証明する資料が得にくい下請け・孫請け労働者にとって、今回の審査官の判断は救済の拡大につながると思われる。

東尾守人さんは、1957年から69年までの間の約2年間、三菱重工長崎造船所の構内下請けである丸菱商会の下請の川口親方という個人事業主のもと、船内作業に従事した。2010年に長崎大学病院にて悪性胸膜中皮腫との診断を受け、長崎労基署に労災申請の相談を行ったが、最終曝露職場の所轄は東京・品川労基署であるとの指導が行われた。そこで、品川労基署に労災申請を行ったのだが、2011年10月に「石綿曝露作業が認められない」との理由で不支給処分が通知された。

その年の11月、厚生労働省の

石綿労災認定事業所名の公開が行われ、アスベストセンターと全国安全センターは、東京・名古屋・大阪でアスベスト健康被害ホットラインを開設した。その際に、大阪の相談電話に東尾さんの娘さんが電話をかけられ、電話を受けた患者と家族の会会長の古川和子さんとの出会いが生まれた。そこで、三菱長崎造船じん肺患者会の塚原繁次さんの協力を得ながら、三菱長崎造船所における石綿曝露実態に関して調査不備があるとして、長崎労基署への労災申請を行った。にもかかわらず、「石綿曝露作業に従事したもとは認められない」との理由で、再び不支給処分が通知された。

長崎労基署への申請にあたり、三菱重工長崎造船所内で東尾さんを見かけたというHさんの存在を担当官に伝えた。Hさんは幼い頃、東尾さんの家の近くに住んでおり、学校を卒業後に三菱長崎重工の下請け会社で働いていた時期があった。Hさんは、造船所内で東尾さんを見かけたことが何度かあり、その際に「挨拶をしたり、会話をした」と証言してくれた。また、Hさんは造船所内で撮影した写真や、下請け会社の賃金袋と一緒に入って

いた新しく建造した船の写真、当時使用していたバスの回数券を保管されていた。

長崎労基署の聞き取りの際に、Hさんはこうした資料を示したが、担当官はそうした資料をまったく採用しなかった。長崎労基署の判断は、川口親方の存在を確認することができないことと、請求人以外に石綿曝露作業に従事したことを裏付ける客観的根拠がないとの理由で、不支給と決定したのだった。

審査請求にあたり、Hさんが保管されていた資料を新たな証拠として提出した。また、川口親方が住んでいた近隣の方からの証言を得て、川口親方の存在と三菱長崎造船所に人を連れて働きに行っていた事実を明らかにした。そして、川口親方に誘われ、東尾さんと一緒に造船所で働いていた方のご遺族の証言も証拠として提出した。さらに、塚原さんたちの協力により、丸菱商会で働きすでに労災認定されている方の証言を得ることもできた。

そうした結果、審査官は10月9日付けで「処分を取り消す」との決定を行った。

審査官は、川口親方の存在を認めただけで、Hさんの証言や川口親方のもとで一緒に働いていた方のご遺族の証言を採用し、労災であるとの判断を行ったのだった。

こうした資料は、長崎労基署の段階で証拠を採用することができたのであり、調査の不備が審査官により明らかとなった。ともあれ、同じ会社で働いていた方で

はなくとも、石綿曝露作業を証言する方の聞き取りをもとに業務上と判断をした意義は大きく、潜伏期間が長い石綿関連疾患の被害者の救済に大きな道を開いたといえる。

なお、本件は、前号63頁で報告した厚生労働省に申し入れた4件のうちの3件目の事例。

(ひょうご労働安全衛生センター)

◆長男・東尾直人さんのコメント

2013年10月15日、父が亡くなりました。労災認定の通知が10月11日に郵送されその内容を父へ伝えることができ、父の心残りが少しでも軽減できたことを遺族として安堵しています。

病状が進み既に会話に支障が出る状況下ぎりぎりのところで吉報を伝え、喜びの声を確認することができました。「よかった。中皮腫のせいで、皆に迷惑をかけているが、少しでも補償がでると残った家族のためになるので安心できる」と話してくれました。

また、これまでの経過を聞かれ説明すると、「西山殿、古川殿、塚原殿、また、協力していただいた方々にお礼を申し上げるように」と感謝の言葉を伝えるようお願いされました。しかし、喜びも東の間で病魔が体をむしばみ、翌日より言葉を発することができない状態となり、身振りでも意志を伝えられなくなり、力尽きました。最後まで家族の先行きを心配しながら、病室に私と母がそろったのを確認し旅立っていきました。中皮腫という病気でなければ、元気に

趣味の釣りを楽しみ、孫と戯れて余生を過ごしていると悔しくてなりません。

品川労働基準監督署、長崎労働基準監督署と2回の申請を却下され、私たちはあきらめていましたが、皆様の助力により再審査請求のうえ労災認定いただきました。他社の方ではありますが三菱重工長崎造船所構内での証言、また、本人の構内で働いている人でなければ知りえない情報などの状況証拠があったので、孫請け会社で就労していました。

しかし、父が就労してきた事実を、まるで嘘をついているかのような対応をされ、憤慨しました。中皮腫とは、父のように何十年もたってから発病するため、監督署の担当者がいうように、同じ会社の同僚の証言などがなければ認められないとなると、孫請け会社のように人数が少なく年金や保険をかけてないような会社であれば、100%無理です。また、証言者

を探すにも今の世のなか個人情報問題もあり、容易に氏名や居場所などわかりません。

監督署の担当者に協力を求め、調べる気が毛頭なく、こちらが調べた資料を確認するのみで労働者の立場に立って動こうとするものではないと痛感させられました。中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の古川さん、NPO法人ひょうご労働安全衛生センターの西山さん、三菱長崎造船じん肺患者会の塚原さん、そして証言を揃えるのに協力いただいた多くの方々の助力がなければ、私達家族だけでは到底労災を認定してもらうことができなかったと、新聞に取り上げられた内容を確認し、あらためて思い知らされています。亡き父と残った家族を代表してお礼申し上げます。ありがとうございました。

同じような環境下中皮腫の労災認定で闘っている方々の状況が、今回の判定により救済拡大の突破口となり、好転することができれば幸いです。



毎 日 新 聞
第47103号

三菱重長崎 孫請けに石綿労災認定

労働局 関係者証言で

長崎市の三菱重工業造船所で勤務として働きアスベスト(中皮腫)が原因で亡くなった長崎市の職人元行が労災認定された。孫請け会社である三菱重工長崎造船所(以下、孫請け会社)の証言が、労働局関係者の証言と一致し、労災認定された。関係者は「労災認定は、被害者の救済に大きな道を開いた」と歓迎している。

長崎市の三菱重工業造船所で勤務として働きアスベスト(中皮腫)が原因で亡くなった長崎市の職人元行が労災認定された。孫請け会社である三菱重工長崎造船所(以下、孫請け会社)の証言が、労働局関係者の証言と一致し、労災認定された。関係者は「労災認定は、被害者の救済に大きな道を開いた」と歓迎している。

新毎日

10月20日(日)

2013年(平成25年)

発行所：〒260-0801 兵庫県西宮市北區西宮1-1-1
〒650-0001 兵庫県神戸市東灘区東灘1-1-1
毎日新聞 西宮本社

〒650-0001 兵庫県神戸市東灘区東灘1-1-1
毎日新聞 西宮本社

電話(078)711-1111 西宮本社 2221 2222 2223
毎日新聞 西宮本社